

全体の方向性

- 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は、**国の要綱等に基づき**、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症患者などが適切な医療を受けられるようにするため、選定を行っていく
※国要綱等…「依存症対策総合支援事業の実施について」（参考資料4）、
「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（参考資料5）
- そのため、選定基準については、「**依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について**」（参考資料5）の別紙「**依存症専門医療機関選定基準**」のとおりとする
- 専門医療機関及び治療拠点機関の役割として、東京都が実施する依存症関連事業に必要な協力を行うこと
についても求めていく（普及啓発等への協力を想定）

選定時の主な確認点

◀ 専門医療機関 ▶

- 精神保健指定医等の有無や依存症に関する入院・外来医療の診療実績
- 依存症に係る研修の受講状況（当該保険医療機関における医師、看護師、作業療法士等の研修受講状況）
※依存症に係る研修…依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）で実施する「依存症治療指導者養成研修」等
- 依存症関連問題に対して、相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む）等との連携状況
※連携内容の例…「定期的な会合」、「カンファレンス」、「依存症患者の紹介」等

◀ 治療拠点機関 ▶（※治療拠点機関は専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、以下の点を確認）

- 依存症に関する取組みの情報発信の実施状況
※情報発信の例…「ホームページの作成」、「講演会での講師活動」、「リーフレットの作成と配布」等
- 依存症に関する医療機関を対象とした研修の実施状況
※依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）で実施する「依存症治療指導者養成研修」を受講した者が同研修の内容に沿って実施
- 依存症に係る研修の受講状況（当該保険医療機関における医師、看護師、作業療法士等の研修受講状況）
※依存症に係る研修…依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）で実施する「依存症治療指導者養成研修」等
（対象の依存症ごとに医師1名以上、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれか1名以上の研修受講が必要）
- 多職種連携による治療体制の状況（医師やコメディカルによる依存症治療のチーム体制等）

依存症専門医療機関及び治療拠点機関 選定基準

(※「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」別紙)

専門医療機関

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ① アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・ 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・ 「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ② アルコール健康障害に係る研修
 - ・ 重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③ 薬物依存症に係る研修
 - ・ 依存症集団療法の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体(自助グループ等を含む。)、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

治療拠点機関

- (1) 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。
 - ① 都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。
 - ② 都道府県等内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。
 - ③ 都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。
 - ④ 当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たるとる体制が整備されていることが望ましい。

選定数の考え方 (案)

専門医療機関

- 適切な医療を受けられる医療機関が多く存在することは、依存症患者にとって有益となる
- 申請があり、選定基準を満たした医療機関については選定を行っていく(上限数は設けない)

治療拠点機関

- 専門医療機関の活動実績のとりまとめ及び全国拠点機関への報告や、医療機関向け研修の実施等、広域エリアの拠点となるもの
- 「アルコール・薬物・ギャンブル等」について、それぞれ1か所以上選定(最大2か所程度)
(※実際の選定数については、申請する医療機関の所在地域や専門医療機関の申請状況等も踏まえて検討していく)

≪ 他自治体における選定状況 ≫

(令和2年3月31日時点)

区分	アルコール健康障害		薬物依存症		ギャンブル等依存症	
	専門医療機関	治療拠点機関	専門医療機関	治療拠点機関	専門医療機関	治療拠点機関
選定自治体数 (都道府県(47)+指定都市(20))	52	41	39	30	42	32
最大選定数	16	2	11	2	13	2
最小選定数	1	1	1	1	1	1

※依存症対策全国センター ホームページより
最大選定数・最小選定数：専門医療機関・治療拠点機関の選定を行った自治体ごとの選定医療機関数を集計

≪ その他 (参考) ≫

- アルコール健康障害対策推進基本計画(平成28年6月：厚生労働省)
 - ・ アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を1箇所以上定めることを目標として設定
 - ・ 東京都アルコール健康障害対策推進計画(平成31年3月)においても、専門医療機関を1か所以上選定していくことを記載
- 「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付障発0613第4号)
 - ・ 専門医療機関の中から治療拠点機関を1箇所又は複数箇所選定することを記載